相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県川辺郡知覧村永里八二三九番地、最後の住所鹿児島県川辺郡知覧町永里八二三九番地　　被相続人　亡　鶴園傳兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月三日

鹿児島県南九州市知覧町郡四七四〇番地一

五　　相続財産管理人　寺園　光治

無縁墳墓等改葬公告

墓地使用者確認のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年八月三日

一、墳墓等所在地　愛媛県今治市伯方町叶浦甲一六九―一

一、墳墓等の名称　叶浦（西側霊園）墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県今治市伯方町叶浦　西側霊園自治会　管理者　三浦　博志

無縁墳墓等改葬公告

この度墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年八月三日

一、墳墓等所在地　愛媛県伊予市下三谷八六一

一、墳墓等の名称　天瑞山　傳宗寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳（墓地内の立札表示（一～二））

一、改葬を行おうとする者　愛媛県伊予市下三谷八六〇番地　傳宗寺　住職　大森真弘

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年八月三日

一、墳墓等所在地　松山市今在家三丁目

一、墳墓等の名称　今在家墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　松山市今在家三丁目一の一八　今在家墓地管理委員会委員長　戒能政夫

任意清算公告

当社は、平成二十一年六月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

仙台市太白区郡山七丁目六番八号

合資会社高橋折箱店

代表社員　高橋　　良

任意清算公告

当社は、平成二十一年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

熊本市子飼本町六番三〇号

合資会社石見商店

清算人　石見　国男

任意清算公告

当社は、平成二十一年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三日

熊本市新市街七番一号　合資会社本田商店

清算人　本田　盛子

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一三〇一号　平成七年二月二十日

㈡　商号　株式会社サンライズワールド

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社サンライズワールド　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番六号（旧住所　東京都千代田区神田須田町一丁目三番一号）　代表取締役　小室純

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社　東京都千代田区神田須田町一丁目三番一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年十月十五日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年七月四日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年８月３日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

①ジェイツアーズ　②第三種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―982号　④株式会社マイムコーポレーション　埼玉県飯能市南町８番６号　代表取締役　若月啓作　⑤本社営業所　埼玉県飯能市南町８番６号　⑥平成17年９月12日　⑧平成21年６月30日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県飯能市南町８番６号　株式会社マイムコーポレーション　代表取締役　若月啓作

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十一年八月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　　耿